

静岡県告示第707号

静岡県財務規則の規定による「かい」及び「指定金融機関等」の指定（昭和39年静岡県告示第204号）の一部を次のように改正する。

令和2年10月16日

静岡県知事 川 勝 平 太

2の(1)のアの表株式会社静岡銀行本店の項所属の公金収納代表店及び公金収納店の欄中「しずおか焼津信用金庫清水支店清水駅前出張所」を削る。

2の(1)のエの表株式会社静岡銀行追分支店の項所在地の欄中「追分4丁目2118番地の4」を「草薙1丁目13番10号（草薙支店内）」に改める。

2の(2)のアの表スルガ銀行株式会社静岡支店の項所属の公金収納代表店、公金収納店及び特定公金収納店の欄中「スルガ銀行大阪支店広島出張所」を削る。

2の(2)のエの表「スルガ銀行株式会社広島支店」の項を削る。

2の(3)のエの表「しずおか焼津信用金庫清水支店清水駅前出張所」の項を削り、同表静岡信用金庫下野支店の項所在地の欄中「下野中1番8号」を「下野東4番7号」に改め、同表静岡信用金庫高部支店の項所在地の欄中「押切75番地の3」を「下野東4番7号（下野支店内）」に改める。

附 則

この告示は、令和2年10月19日から施行する。ただし、2の(1)のアの表及び2の(3)のエの表の改正規定（しずおか焼津信用金庫清水支店清水駅前出張所の項に係る部分に限る。）は、令和2年10月30日から施行する。